

「第六次薬物乱用防止五か年戦略」フォローアップの概要

令和 7 年 7 月 29 日
薬物乱用対策推進会議

〔令和 6 年の薬物情勢〕

- 薬物事犯の検挙人員（医薬品医療機器等法違反によるものを除く。）は 14,040 人（+225 人/+1.63%）と前年より増加した。このうち、覚醒剤事犯の検挙人員は 6,306 人（+233 人/+3.84%）と増加しているものの、6 年連続で 1 万人を下回っている。また、大麻事犯の検挙人員については 6,342 人（-361 人/-5.39%）と減少したが、昨年に続き、覚醒剤事犯の検挙人員を上回った。
- 覚醒剤の押収量は 1,473.3kg（-128.3 kg/-8.01%）と減少した。大麻の押収量のうち、大麻製品（乾燥大麻、大麻たばこ）の押収量は 452.3kg（-397.7 kg/-46.8%）と前年より減少した。一方、THC 類濃縮物の押収量は 147.7kg（+91.2kg/+161.4%）と前年より増加した。
また、コカインの押収量は 301.4kg（+245.2kg/+436.3%）と前年より大幅に増加したほか、MDMA 等錠剤型合成麻薬の押収量も 232,509 錠（+62,766 錠/+37.0%）と前年より増加した。
- 薬物密輸入事犯の検挙件数は 409 件（-63 件/-13.4%）、検挙人員は 475 人（-88 人/-15.6%）と検挙件数、人員ともに減少した。
- 30 歳未満の検挙人員は、覚醒剤事犯が 1,019 人（+72 人/+7.60%）と増加した。また、大麻事犯は 4,600 人（-287 人/-5.87%）と過去最高であった令和 5 年よりは減少したものの、高い割合を占めた。
- 覚醒剤事犯の再犯者率は 66.4%（+0.4%）と前年より増加した。
- 大麻事犯の初犯者率は 72.9%（-3.5%）と減少したが、依然として初犯者が占める割合が高い。
- 危険ドラッグ事犯の検挙人員は 745 人（+301 人/+67.8%）と前年より増加した。

目標 1 青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

- 薬物の専門知識を有する各関係機関の職員等が連携し、学校等において薬物乱用防止教室を実施したほか、各種啓発資料の作成・配布を行った。〔文科・警察・財務・法務・厚労〕
- 大麻の乱用拡大が進む若年層に対し、薬物乱用の危険性・有害性に関する正しい知識を普及するため、大学等や民間企業における薬物乱用防止講習を実施するとともに、有職・無職少年向けや、高等学校卒業予定者向け等の啓発読本を作成・配布したほか、薬物乱用防止指導員や学校薬剤師等の講師による学校等における薬物乱用防止教室を実施した。〔警察・文科・厚労〕
- 関係省庁のウェブサイトや SNS へ広報啓発資料・動画を掲載するとともに、広報媒体・手法の工夫として、青少年の目に触れやすい広報媒体を活用し、薬物の危険性・有害性等を強く印象付ける画像等を用いた。また、若年層のうち、インターネット上の行動によって、大麻への関心が高いと思われる者をターゲットにするなどの広報啓発活動を実施した。〔警察・文科・厚労〕
- 家庭及び社会における広報啓発として、各種運動、薬物乱用防止に関する講演、街頭キャンペーン等、地域住民を対象とした広報啓発活動を実施するとともに、ウェブサイトやリーフレット等の啓発資材に相談窓口を掲載し、広く周知した。〔内閣府・警察・こども・消費者・法務・財務・文科・厚労〕
- 海外渡航者が安易に大麻に手を出したり、「運び屋」として利用されたりすることのないよう、法規制や有害性を訴えるポスター等の活用を図ったほか、ウェブサイトや SNS 等で注意喚起を実施した。〔警察・外務・財務・厚労〕

目標 2 薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

- 「依存症対策地域支援事業」の実施により、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の選定を推進するとともに、「依存症対策全国拠点機関設置運営事業」により医療従事者の依存症治療に対する専門性の向上を目的とした研修及び地域における相談・治療等の指導者となる人材の養成を実施した。〔厚労〕
- 薬物事犯で検挙された者のうち、保護観察処分が付かない執行猶予判決を受けた者等、相談の機会が必要と認められる薬物乱用者に対し、再乱用防止支援の実施を強化するとともに、パンフレットを配布して全国の子精神保健福祉センターや家族会等を紹介するなど相談窓口の周知を徹底した。〔法務・厚労・警察〕

- 薬物事犯者の処遇プログラムを担当する職員への研修等の実施により、職員の専門性向上を図るとともに、「薬物事犯者の再犯防止対策の在り方に関する検討会実務担当者会議」で議論するなどして、新たな取組の試行を含めた検討を実施するなど、関係機関が連携し、薬物処遇と社会復帰支援に関する対策を実施した。〔法務・厚労〕
- 家族会を開催する民間支援団体等を支援するとともに、保健所及び精神保健福祉センターにおいて民間支援団体と連携して家族教室等を実施した。さらに、再非行に走る可能性のある少年やその保護者に対し、積極的に指導・助言等の支援活動を行った。〔法務・厚労・警察〕

目標 3 国内外の薬物密売組織の壊滅、大麻をはじめとする薬物の乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止

- 各種捜査手法の効果的な活用に努め、薬物密売組織の中枢に位置する者に焦点を当てた取締りを推進し、令和 6 年中、首領・幹部を含む暴力団構成員等 2,385 人を検挙した。〔警察・法務・財務・厚労・海保〕
- 令和 6 年中、麻薬特例法第 11 条等に基づく薬物犯罪収益等の没収規定を 50 人に、同法第 13 条に基づく薬物犯罪収益等の追徴規定を 166 人にそれぞれ適用し、没収・追徴額の合計は約 4 億 8,096 万円に上った。〔法務〕
- 危険ドラッグ等取扱業者に対する取締りを推進し、危険ドラッグの把握に努め、32 物質を新たに指定薬物に指定した。また、令和 6 年中、すでに指定薬物として規制された物質のうち、麻薬と同種の乱用のおそれのある 8 物質を麻薬に指定し、規制を強化した。〔厚労〕
- ダークウェブ、暗号資産を利用した密輸・密売事犯に適切に対応するため、関係機関との情報共有体制や、サイバー捜査に特化した部門の強化や体制整備を推進し、サイバー空間を利用した薬物密輸・密売事犯に対し捜査を展開した。〔警察・厚労・海保〕
- 近年の若年層を中心とした大麻事犯の増加等の国内における薬物情勢、諸外国における大麻から製造された医薬品の医療用途への活用・大麻草由来成分の活用等の国際的な動向等を踏まえ、令和 5 年 12 月に成立した大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の円滑な施行に向けて関係政省令を整備し、令和 6 年 12 月より、大麻施用罪に係る規定等を適用できることとした。〔厚労〕
- 迅速な鑑定体制を構築し、未規制物質や新たな形態の規制薬物の鑑定に対応するため、資機材の整備を行い、薬物分析手法に係る研究・開発を推進した。また、改正法施行後の運用に係る鑑定分析方法等について、関係省庁の実務担当者を集めた会議等を通じて関係省庁間で情報を共有した。〔警察・財務・厚労・海保〕

目標 4 水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止

- 関係機関間において緊密な連携を取り、捜査・調査手法を共有した結果、統一的な戦略の下に効果的、効率的な取締りが実施され、令和 6 年中、水際において、約 2,579kg の不正薬物の密輸入を阻止したほか、5 年ぶりに洋上瀬取り事案を摘発した。〔警察・財務・厚労・海保〕
- 麻薬等の原料物質に係る輸出入の動向及び使用実態を把握するため、国連麻薬統制委員会（I N C B）と情報交換を行うとともに、関係機関と連携し、原料物質取扱業者等に対し、管理、流通状況等に係る立入検査等を実施した。〔厚労・経産・海保〕
- 訪日外国人の規制薬物持込み防止のため、英語版をはじめとした複数言語版の啓発資材を関係省庁のウェブサイト等に掲載して情報発信するとともに、民間団体等に対して広報協力の働きかけを行うとともに、国際会議や在外関係機関を通じて広報・啓発を実施した。〔財務・警察・厚労・法務・外務・海保〕

目標 5 国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止

- 国際捜査共助等を活用し、国際捜査協力を推進するとともに、国際的な共同オペレーションを進めた結果、薬物密輸入事案等を摘発した。〔法務・警察・財務・厚労・海保・外務〕
- 第 67 会期国連麻薬委員会（C N D）会期間・再開会期会合、第 68 会期 C N D 通常会合、国連薬物・犯罪事務所（U N O D C）開催の SMART 犯罪科学プログラムに関する活動及び世界税関機構（W C O）のアジア・大洋州地域情報連絡事務所（R I L O A / P）が実施する取締りプロジェクト等に参加し、参加各国における薬物の乱用状況、乱用対策等に関する情報を入手するとともに、国際機関や諸外国関係者等と積極的な意見交換を行い、我が国の立場や取組について情報共有を図った。〔警察・外務・財務・厚労・海保〕

【当面の主な課題】

令和6年の我が国の薬物情勢は、大麻事犯の検挙人員が6,342人となり前年に比べ減少したものの、依然として、覚醒剤事犯の検挙人員を上回る結果となった。特に、大麻事犯の検挙人員の7割以上が30歳未満の若年層であり、依然として大麻の乱用拡大に歯止めがかからない状況にあることから、我が国は引き続き「若年者大麻乱用期」の渦中にあると言える状況にある。令和6年12月及び令和7年3月に改正法の施行を迎えたところであるが、大麻の乱用拡大を阻止すべく、引き続き関係省庁と連携の上、予防啓発や取締りの強化などの対策を徹底していく必要がある。

また、地域社会の中において、薬物依存症者及びその家族が関係機関の支援を受けられるよう環境整備を推進していくことが求められており、薬物依存症治療を実施する医療機関の整備を図るほか、関係機関が連携して、薬物依存症者への各施策を一体的に実施していくこととする。

危険ドラッグ事犯の検挙人員については急激な増加となり、危険ドラッグを摂取したことによる健康被害も報告されている。これは、インターネットや店舗を介し、大麻の有害成分であるTHC類に類似した化合物が蔓延した状態が未だ継続していることが要因の一つといえる。このため、危険ドラッグ販売店舗への立入検査、検査命令及び販売等停止命令を実施するなど関係機関と連携した取締りの強化を行っているほか、広域的に規制する必要があると認められた製品については、医薬品医療機器等法に基づき、全国的に販売等を禁止する旨を告示している。引き続き、これらの取締りを徹底していくとともに、包括指定を含めた指定薬物への迅速な指定を行い、乱用断絶に向けた取組を行っていく。

また、密輸入事犯の検挙人員は前年より減少したものの、水際での不正薬物全体の押収量は約2,579kgと、初めて2年連続で2トンを超えたことに加え、大麻を含む麻薬の摘発数が過去最高を記録するなど、極めて深刻な状況となっている。我が国で乱用されている規制薬物の大半は海外から密輸入されたものと考えられており、密輸入形態別に見ると、航空旅客、国際郵便物、航空貨物、海上貨物、船員等の全てにおいて、摘発件数が令和5年の摘発件数以上となった。このため、関係機関が連携して、民間団体・事業者に対する広報協力の働きかけを行うとともに、引き続き、海外渡航者・訪日外国人への規制薬物持込み防止に関する広報・啓発活動を実施する必要がある。

さらに、近年、欧米諸国においてフェンタニルやニタゼン系物質などの合成オピオイド等の乱用が深刻な社会問題となっていることに関し、国を跨いだ新たな枠組みの創設が検討されてきた。こうした新たな枠組みの構築、国際機関等との情報共有や国際会議等への参加による情報収集を通じ、より一層国際機関や各国機関との連携を強化していくこととする。